

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業を認定！ 島根県内 10 社目！！



★ **えるぼし認定制度とは**

厚生労働省では、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良である等の一定の要件を満たした事業主を、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業として認定しています。

「えるぼし」の認定は、5項目の基準のうち達成した項目に応じて星の数が増え、1つ星から3つ星まで3段階あります。えるぼし認定の3段階目は、「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」5つの項目(※)全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること等が認定要件となります。

※5つの項目とは ①採用 ②継続就業 ③労働時間等の働き方 ④女性の管理職比率 ⑤多様なキャリアコース

★ **えるぼし認定企業**

島根労働局では、令和6年10月10日付で株式会社いずもえん(出雲市)を島根県内で**10社目の「えるぼし」認定企業3つ星(3段階目)**として認定し、令和6年10月24日に株式会社いずもえんにおいて認定通知書交付式を実施しました。島根県内では、えるぼし認定を受けた企業10社のうち3つ星認定は6社目となります。

＜認定評価項目の主な達成状況＞

【評価項目1：採用】

正社員に占める女性労働者の割合が産業平均値以上

※平均値が4割を超える場合は4割

50.0% ≥ 4割 (産業平均値 66.4%が4割を超えるため)

【評価項目2：継続就業】

「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上

正社員 0.95

【評価項目3：労働時間等の働き方】

労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が**全ての月において45時間未満**

【評価項目4：管理職比率】

管理職に占める女性労働者の割合が産業平均値以上

50.0% ≥ 42.9%

【評価項目5：多様なキャリアコース】

女性の非正社員から正社員への転換：**3人**

認定企業名	株式会社いずもえん
所在地	出雲市西園町3913番地1
代表者	代表取締役 稲毛 寧一
業種	医療・福祉(就労支援事業等)
創業	平成28年2月
労働者数	12人(令和6年3月31日現在)
認定段階	えるぼし認定3つ星(3段階目)



右：株式会社いずもえん 代表取締役 稲毛 寧一様
左：島根労働局 局長 岩見 浩史

★ **えるぼし認定のメリット**

- ・自社の商品、広告、求人票、名刺などに認定マークを使用し、PRに活用できます
- ・公共調達で加点評価が得られます(詳細は各府省等で定められています。各調達の問い合わせ先にお尋ねください。)
- ・日本政策金融公庫から低利融資が受けられます
- ・賃上げ促進税制では、くるみん認定もしくはえるぼし認定(2段階目以上)を受けた事業年度に税額控除率に5%加算される場合があります

★ **株式会社いずもえんえるぼし認定についての報道資料はこちらから➡**

島根労働局ホームページ(報道資料)をご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/content/contents/001991962.pdf>



えるぼし認定制度は
こちらから➡
(厚生労働省HP)



島根県内のえるぼし
認定企業はこちら➡
(島根労働局HP)



お問合せ・相談先
島根労働局雇用環境・均等室
TEL 0852-31-1161